

平成 26 年 12 月 1 日

お客さまへ

株式会社ポートフォリア

「みのりの投信」信託約款の変更のお知らせ

「みのりの投信」を運営するルールを定めた信託約款の変更を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 変更の背景

経済社会情勢の変化に応じて規制を柔軟化するとともに、お客さまにより適切な商品を提供することを目的として、金融商品取引法等の一部改正が行われました。それによってもなっており、「みのりの投信」の信託約款の変更を行いました。

2. 目的とおもな変更点

(1) お客さまにより適切な商品を提供する

① 運用報告書をわかりやすくする

今後運用報告書を二つに分けることが予定されていますが、お客さまにより理解しやすく運用状況を簡潔に解説した「交付運用報告書」はこれまで通りすべてのお客さまに送付されますが、より詳細な「運用報告書（全体版）」は原則として電子的な方法で交付されることになります。

② お客様の財産のリスク管理を強化

a) 不測の事態に備えたリスク管理方法を明記

「みのりの投信」の投資対象企業や株式等の売買を仲介する証券会社等が不測の事態に陥った場合（信用リスク）に備え、過度な集中を避けるための管理方法を明記しました。

b) 先物等の利用目的と管理方法を明記

「みのりの投信」では株価や為替の大きな下落に備えて先物等（デリバティブと総称します）を利用して損失を回避する（「ヘッジ」といいます）ことができますが、デリバティブはあくまでも損失回避のみを目的として利用すること、およびその管理方法を明記しました。

(2) 経済社会情勢の変化に応じて規制を柔軟化

① 書面決議の要件を緩和

信託約款に重大な変更を加える場合は、原則として受益者（「みのりの投信」を保有するお客さま）に書面によって賛否を問うことになっていますが、複数の投資信託をひとつにまとめる「併合」の前後で商品としての基本的な性格が変わらない場合に限って書面決議が不要になりました。

② 反対者の買取請求権の見直し

これまで重大な約款変更に対抗したお客さまには受益権の買取請求権（投資信託の信託財産に自分の受益権を買い取ってもらう権利）が認められていましたが、いつでも解約できる投資信託については、お客さまの利益を損なわないため、この制度を適用しないことになりました。

なお、これらの変更はお客さまに不利益をもたらすものではないため、書面での決議は行いません。また、すべての変更点を記載した新旧対照表を次ページ以降でご紹介していますので、ご参照ください。

3. 信託約款の変更日

平成 26 年 12 月 1 日

投資信託約款の変更に係る新旧対照表
追加型証券投資信託 「みのりの投信」

下線部____は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② ～ ④ (略)</p> <p>⑤ <u>委託者は、協会規則に定める一つの者に対する株式エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、原則としてそれぞれ信託財産の純資産総額の 100 分の 10、合計で 100 分の 20 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</u></p> <p>⑥ <u>委託者は、協会規則にしたがい第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるデリバティブ取引等の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理を行います。</u></p> <p>⑦ <u>前 4 項、5 項および 6 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	<p>((運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 (同左)</p> <p>② ～ ④ (同左)</p> <p>(新設) ④と⑤の間に新⑤と新⑥を挿入し旧⑤を⑦とする</p> <p>⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>

投資信託約款の変更に係る新旧対照表
追加型証券投資信託 「みのりの投信」

下線部 は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>(先物取引等の運用指図、目的および範囲) 第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図、目的および範囲) 第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、ならびに</u>価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、ならびに</u>価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、ならびに</u>為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。</p>

投資信託約款の変更に係る新旧対照表
追加型証券投資信託 「みのりの投信」

下線部 は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>(スワップ取引の運用指図、目的および範囲)</p> <p>第 22 条</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。</p> <p>② ～ ④ （略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図、目的および範囲)</p> <p>第 22 条</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、ならびに</u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。</p> <p>② ～ ④ （同左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲)</p> <p>第 23 条</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。</p> <p>② ～ ⑧ （略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲)</p> <p>第 23 条</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資するため、ならびに</u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。</p> <p>② ～ ⑧ （同左）</p>

投資信託約款の変更に係る新旧対照表
追加型証券投資信託 「みのりの投信」

下線部___は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>(投資信託契約の解約)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>② ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 第 3 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に <u>限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。</u>以下、「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。</p> <p>⑤ ～ ⑦ (略)</p>	<p>(投資信託契約の解約)</p> <p>第 48 条 (同左)</p> <p>② ～ ④ (同左)</p> <p>⑤ 第 3 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数</u>をもって行います。</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第 53 条 (同左)</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に <u>限ります。</u>以下、<u>併合と合わせて「重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数</u>をもって行います。</p> <p>⑤ ～ ⑦ (同左)</p>

投資信託約款の変更に係る新旧対照表
追加型証券投資信託 「みのりの投信」

下線部____は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p>第 54 条 (削除)</p> <p><u>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</u></p> <p>第 54 条 委託者は、投信法第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を第 55 条に規定するアドレスに掲載し、電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項に規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</p>	<p><u>(反対者の買取請求権)</u></p> <p>第 54 条 第 48 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、<u>書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</u></p> <p>(新設)</p>

以上